

## 議案第39号

### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略	鳥取市

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第51条の2第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所又は施設が鳥取市の区域のみに所在する指定事業者等に係るものに限る。（3）から（10）までにおいて同じ。）</u> (3) <u>第51条の2第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</u> (4) <u>第51条の2第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</u> (5) <u>第51条の3第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</u> (6) <u>第51条の3第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</u>	鳥取市

- (7) 第51条の4第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告
- (8) 第51条の4第2項の規定による公表
- (9) 第51条の4第3項の規定による勧告に係る措置の命令
- (10) 第51条の4第4項の規定による公示
- (11) 第51条の31第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定相談事業者に係るものに限る。(12)から(21)までにおいて同じ。)
- (12) 第51条の31第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理
- (13) 第51条の31第4項の規定による区分の変更時の届出の受理
- (14) 第51条の32第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等
- (15) 第51条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

略

8 の 8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

鳥取市

- (16) 第51条の32第4項の規定による  
権限の行使の結果の通知
- (17) 第51条の33第1項の規定による  
業務管理体制の整備の勧告
- (18) 第51条の33第2項の規定による  
公表
- (19) 第51条の33第3項の規定による  
勧告に係る措置の命令
- (20) 第51条の33第4項の規定による  
公示
- (21) 第51条の33第5項の規定による  
違反の内容の通知
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略

略

8 の 8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

鳥取市

(1)～(14) 略

(15) 第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求（指定に係る事業所が鳥取市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。）

(1)～(14) 略

(15) 第21条の5の26第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。(16)から(23)までにおいて同じ。）

(16) 第21条の5の26第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理

(17) 第21条の5の26第4項の規定による区分の変更時の届出の受理

(18) 第21条の5の27第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等

(19) 第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求

(20) 第21条の5の28第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告

(21) 第21条の5の28第2項の規定に

			<u>よる公表</u>
			<u>(22) 第21条の5の28第3項の規定による勧告に係る措置の命令</u>
			<u>(23) 第21条の5の28第4項の規定による公示</u>
略		略	
8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1)～(13) 略</u> <u>(14) 第12条の2第1項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び知事への送付</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> <u>(20) 略</u> <u>(21) 略</u> <u>(22) 略</u> <u>(23) 略</u> <u>(24) 略</u> <u>(25) 略</u> <u>(26) 略</u>	鳥取市	8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1)～(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> <u>(20) 略</u> <u>(21) 略</u> <u>(22) 略</u> <u>(23) 略</u> <u>(24) 略</u> <u>(25) 略</u>	
			鳥取市

(27) 略 (28) 略 (29) 略 (30) 略 (31) 略 (32) 略 (33) 略 (34) 略 (35) 略 (36) 略 (37) 略 (38) 略	
8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市
8の14 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の15 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市
8の16 歯科医師法（昭和23年法律第	鳥取市

(26) 略 (27) 略 (28) 略 (29) 略 (30) 略 (31) 略 (32) 略 (33) 略 (34) 略 (35) 略 (36) 略 (37) 略	
8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市
8の14 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市

202号) 第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	
8の17 略	
8の18 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(5) 略	鳥取市
8の19 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第33条の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の20 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(14) 略	鳥取市
8の21 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の22 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の23 略	
8の24 略	

8の15 略	
8の16 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(5) 略	鳥取市
8の17 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(14) 略	鳥取市
8の18 略	
8の19 略	



8の25 略	
8の26 略	
8の27 略	
8の28 略	
8の29 略	
8の30 略	
8の31 略	
8の32 略	
8の33 略	
8の34 略	
8の35 略	
8の36 略	
8の37 略	
8の38 略	
8の39 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務	鳥取市

8の20 略	
8の21 略	
8の22 略	
8の23 略	
8の24 略	
8の25 略	
8の26 略	
8の27 略	
8の28 略	
8の29 略	
8の30 略	
8の31 略	
8の32 略	
8の33 略	
8の34 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務	鳥取市

のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	
8の40 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の41 略	
8の42 略	
略	
10の3 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) 第19条第1号の規定による過料の処分（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。） (8) 第19条第2号から第4号までの規定による過料の処分	鳥取市
略	
19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市

のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	
8の35 略	
8の36 略	
略	
10の3 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) 第18条第1号の規定による過料の処分（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。） (8) 第18条第2号から第4号までの規定による過料の処分	鳥取市
略	
19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市

(1)～(21) 略	
19の14 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第4号に規定する環境大臣の定めに基づく事務	鳥取市
19の15 略	
19の16 略	
19の17 略	
19の18 略	
19の19 略	
19の20 略	
19の21 略	
19の22 略	
19の23 略	
19の24 略	
19の25 略	
略	
24の3 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可	鳥取市及び西伯郡南部町

(1)～(21) 略	鳥取市
19の14 略	
19の15 略	
19の16 略	
19の17 略	
19の18 略	
19の19 略	
19の20 略	
19の21 略	
19の22 略	
19の23 略	
19の24 略	
略	
24の3 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可	鳥取市及び西伯郡南部町

(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為((2)及び(3)において「特定転用」という。)に係るものを除く。)

(2)・(3) 略

(4) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為((5)及び(6)において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)

(5)～(9) 略

略

(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為((2)及び(3)において「特定転用」という。)に係るものを除く。)

(2)・(3) 略

(4) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為((5)及び(6)において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)

(5)～(9) 略

略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表19の14の項及び24の3の項(1)から(6)までに掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。